

# 江別市立江別第二中学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条(平成25年9月施行)に基づき、江別市立江別第二中学校のいじめ防止のために策定した。また、「いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月改訂)」や、その後改定された「北海道いじめ防止基本方針(令和5年3月一部改定)」「江別市いじめ防止基本方針(令和5年11月一部改定)」を受け、本校においても点検・見直しを行うこととした。

この基本方針のもと、江別第二中学校では心身の調和が取れ、感性豊かな生徒を育成する教育を推進し、全ての生徒が笑顔にあふれ、希望に満ち、そして安心して学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

## 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法(以下「法」という)の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

| 学校で起こり得る主な事例   | 該当し得る犯罪  |
|--|--|
| ・性器や胸・お尻を触る。   | ・不同意わいせつ(刑法第176条)                                    |
| ・同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。                            | ・自殺関与(刑法第202条)                                       |
| ・顔面を殴打しケガを負わせる。  | ・傷害(刑法204条)  |
| ・同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。                              | ・暴行(刑法第208条)   |
| ・裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。                           | ・脅迫(刑法第222条)   |
| ・遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。                       | ・強要(刑法第223条)   |
| ・教科書等の所持品を盗む。  | ・窃盗(刑法第235条)   |
| ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。                                | ・恐喝(刑法第249条)   |
| ・スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 | ・児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条) |

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当教諭・学年主任・該当学級担当(場合によっては部活動顧問)・養護教諭による「生徒指導委員会(いじめ対策委員会)」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。またスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等関係機関を組織の構成員に位置づけ、必要に応じて出席を依頼する。委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むにあたって中核となるもので、次の役割を担う。

#### 【いじめ対策委員会の主な役割】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ③いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。
- ④いじめの相談・通報の窓口
- ⑤いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集と記録、共有
- ⑥いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### 4. いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。特に配慮が必要な下記児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・多様な背景(発達障がい、精神疾患、健康課題)を持つ児童生徒
- ・支援を要する家庭状況(経済的困難、家庭での過重な負担等)にある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人)の当事者であることにより困難を抱えている児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

- ・未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。
- ・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

#### 【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動の充実。
- ・「寄り添い」による心の触れ合い、学び合いを重視し、認め、励まし、信頼関係を構築する生徒指導の充実
- ・「若草会」を中心にした「江別第二中学校人権宣言」の推進
- ・情操や創造性を高め、心豊かな生徒を育成する文化活動の推進、読書活動の充実
- ・体育活動、部活動を通し、礼儀と規則の遵守、人間関係の醸成の推進
- ・いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・「いじめ未然防止プログラム」の策定と実施
- ・いじめアンケート、QU検査等、各種検査結果の活用

## 5. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、児童生徒の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」を養い、「援助希求的態度(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと)」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童生徒の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

早期発見のための具体策として、北海道教育委員会や市等が実施するアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート実施後は、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

#### 【主な取組】

- ・いじめアンケートの実施(いじめの概要・経過・事後の指導などを職員に周知する)
- ・教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・心理、福祉等に関する専門的知識を有する心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携を図り、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を構築する。
- ・生徒の変化について、気付いたことを職員会議などにおいて教職員全体で共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ・全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修に取り組む。
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・保護者からの情報収集
- ・養護教諭からの情報提供
- ・生徒の状況を朝の打ち合わせ、職員会議等において教職員全体で共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。

## 6. いじめへの対処

学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の

下、毅然とした態度で指導する。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 7. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 8. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。

教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【主な取組】

- ・全校生徒を対象にした、外部講師を活用したネットモラル集会の実施
- ・ネットパトロールの実施
- ・保護者への啓発(懇談会の活用、広報等)
- ・日常的指導の実践(事例提示)
- ・情報収集

## 9. 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

## 10. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2)教育委員会又は学校による調査

### ①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

### ②調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

## (3)調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

## (4)事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

<いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応>

- ・いじめを受けた児童生徒の話をしていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

<いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応>

- ・いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

## (5)心のケア、情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (6)いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

## (7)市長への報告

調査結果は、市長に報告する。(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

H26 年度末策定

H29 年度末改定

R2 年度末改定

R3 年度末改定

R4 年度末改定

R5 年度末改定